

産業建設常任委員会視察研修報告書

視察地：東京都（衆議院議員会館、参議院議員会館）／千葉県（鴨川市、南房総市）

実施日：平成 28 年 7 月 25 日（月）～27 日（水）

旅 費：653,770 円

【視察目的】

1. 農地法に基づく農地転用制度について
2. ツーリズムの取り組み／ふるさと回帰支援センターの取り組み
3. 企業・起業家誘致サイトについて／起業される方への各種サポートについて
4. 国土強靱化について／今後の公共事業のあり方について

【視察結果】

1. 農地法に基づく農地転用制度について（衆議院議員会館）

国民の食糧の安定供給のためには、優良農地での確保が欠かせない。日本は国土が狭小であることから、高密度な経済社会が営まれており、国土の計画的・合理的な利用を図ることが課題となっている。優良農地を確保・保全するとともに農業振興施策を計画的に実施していくためには、法整備により優良農地のゾーンニングは必要不可欠、との観点から『農振法に基づく農業振興地域制度』と『農地法に基づく農地転用許可制度』について学んだ。また、農振白地地域と農業振興地域外における『農地転用許可制度』については、本年 4 月 1 日から許可権限移譲により制度が見直されている。従来、4 ha 超の許可権限は国にしかなかったが、見直し後では国（＝農林水産大臣）との協議を付する程度に留まり、都道府県に許可が委譲されている。加えて、優良農地を確保する目標を立てるなど、各種要件を満たした農林水産大臣が指定する市町村は『指定市町村』とされ、都道府県同様に許可権限が移譲されることになった。現在、7 県・21 市町村が対象になっている。質疑応答の中では、データをもとに近年の農地転用許可の動向について説明を受けたほか、耕作放棄地問題の打開策のひとつとして整備されている『農山漁村再生可能エネルギー法』の有効活用法について意見交換も行われた。

2. ツーリズムの取り組み／ふるさと回帰支援センターの取り組み（鴨川市）

鴨川市では観光振興施策に力を入れている。日本サーフィン発祥の地としても知られ、もともと多くの観光客が来訪していた鴨川市ではあるが、近年は東日本大震災の影響などから観光客が減少していた。そうした中、観光振興計画に『ホリスティックツーリズム計画』が策定され、精力的な取り組みが行われている。今回は、観光課・農水商工課が連携したあらたな地域振興策のかたちについて学んだ。『鴨川市観光プラットフォーム』による取り組みでは、観光案内窓口の一元化はもとより、旅行者の多彩なニーズに応えつつ体験型ツーリズムの開発・認定ガイドの育成などを行うことで、劇的な効果を上げている。特に、宿泊体験学習（農家民泊＋体験）が好評であり、移住・定住・ふるさと回帰などの面でも良い影響を生み出しているとの説明を受けた。また『ホリスティックツーリズム認定ガイド育成事業』では、ガイド・インストラクターの養成に力を入れ、平成 21・22 年度の 2 か年で 28 名もの認定ガイドを育てているということだった。視察を通して、観光地・移住先としての魅力を売り込もう

とする強い意気込みを感じることができた。

3. 企業・起業家誘致サイト／起業される方への各種サポートについて（南房総市）
首都圏の中の過疎地域である、という現状を打破すべく、合併から 11 年目を迎える南房総市では、産業育成や起業家・中小企業への支援を行っている。この取り組みは、『地域力の発揮』を行うことで市民に活力を与えるまちづくりを行うとともに、『定住人口の増加』を図ることを目的としている。こうした中で行われている具体的支援策について研修を行った。（概要は以下に列挙したとおり）

《支援策について》

① 中小企業新事業及び雇用創出支援事業

平成 23 年度からの市単独の事業で新規設備投資による活性化と雇用創出を図るもの。新分野に進出するために機械設備を導入したい・あらたに法人を起こす・市内の農林水産物を利用した事業を展開していく・・・といった内容に対して行う補助。新品の設備導入に対しては対象経費の 30%以内の範囲が補助される。この事業により、H23～27 年までに 47 名の雇用創出を生み出す実績があがっている。

② 情報通信関連企業支援事業及び雇用創出支援事業

光ファイバー網の整備を行うとともに、合併により空いた公共施設や学校施設を利用して情報通信関連企業を誘致するもの。（今年度からあらたにつくった新事業）情報通信関連事業の求める内容を補助対象にしているが、具体的に示せる実績は今のところあがっていない。

③ 企業誘致条例の整備と利用

現時点で本条例による支援を利用された業者はいない。大規模の事業所を想定した条例であり、対象要件の審査は厳しいが、立地奨励金として固定資産税相当額の 5 年分の交付・雇用促進奨励金の交付などが盛り込まれている。

④ ビジネス創生支援事業

平成 27 年度より立ち上げたあらたな事業。成長性を見込める企業の社債を引き受けることにより、資金を貸し付けて経済を活性化するもの。市内に本社または支店を置く法人で、中小企業経営革新計画等の認定を受けた『3 年以内』の者。設備資金として 20,000 千円を引受限度額とし、償還は 5 年以内一括償還を求める内容である。

⑤ 空き公共施設活用事業調査費補助金

遊休公共施設の有効活用による企業誘致の促進・改修の内容が明確で、事業実施の可能性が高く、先導的であると市長が認めた事業が対象となる。公共施設の調査に係る経費のほか、基本設計・実施設計に係る経費についても補助対象経費としている。補助対象経費の 100%が補助されるが、上限は 2,000 千円。これまでに 3 事業社が利用し、2 つの事業者が実際に市内で操業するという成果があがっている。

⑥ 企業誘致

南房総市では工業団地はないが、合併によって空いた公共施設や統廃合により空いた学校施設を利用した企業誘致を推進している。千葉県企業立地課に職員を派遣、千葉県とのパイプを生かして企業への営業活動、更には引き合いのあった企業への物件紹介・相談を行う。話がまとまった場合は誘致企業への各種手続き、雇用相談、販路開拓についても相談に応じる

ようにしている。経営安定・業務拡大への相談・アドバイスも行っている。

⑦中小企業人材育成事業

人材育成による経営力及び技術力向上を目指すもの。研修受講費や検定取得などに対する補助を行う内容となる。

⑧中小企業者融資資金金利補給事業

設備投資に関する資金を借り受けた際に利子の1%以内について（20万円を上限とし）補給するもの。利子補給限度額は200千円を上限とする。

⑨起業家支援事業補助金 ～起業家向けの制度～

起業する方、起業から3年を経過しない方を対象にしている。設備導入・事業所の改修・事業所賃貸に係る経費が対象経費となる。補助率と上限額は、30%の1,000千円まで。子育て世代であり南房総市に移住された方は、最高100万円まで補助される。平成27年度～28年度では11事業者へ補助を行っている。

⑩その他の起業・創業支援

産業競争力強化法に基づく認定を経済産業省から受け、認定計画に記載した起業・創業セミナーを本年6月から4回開催する予定。起業・創業応援イベントもあわせて実施する。（千葉県が進めている、『千葉起業家応援事業』の一環である地域クラウド交流会というイベントでは133名の方にご参加いただいている）

《支援策の発信について》

①企業・起業家誘致サイト制作の背景

市長からのTOPダウン事業。誘致PRを図ることで、働く場・住む場としての南房総市をPRすることになった。南房総市に親和性のある業種と、場所を選ばない業種にターゲットを絞り支援することをアピール（DM発送・ポータルサイト制作・Web広告などを利用）している

②サイトの特徴

中小企業向け、起業家向け支援策に加え、『生活・暮らし情報』まで含めた総合的な情報発信の場として仕上げていく。コミュニティシートにより、市内117行政区の立地環境・行事・お店や病院など移住者向けの暮らしの情報を提供するほか、南房総市で起業した事業者の声を届けるべく（南房総的企業人＝インタビュー形式で事業者の声を紹介）現在15回の掲載が行われている。

③サイトの課題

閲覧数を増やすことが必要。1,800ビュー／月あたりという数字は、他市に比べて低い水準にある。SEO対策（＝ネットで南房総・起業と入れたら、ネット上位にヒットするようにする）を行ったほか、スマホ専用ページの作成を現在進めている。

《今後の中小企業支援・起業支援についての結論》

①時代、ニーズを見据えた支援策の検討、見直し

②遊休物件等、営業ツールの掘り起し

③事業者、起業家の交流の場、活躍の場づくり

④タイムリーかつ効果的な情報の発信

…以上が南房総市にて研修を受けた概要である。各種支援を通じた地域づくりの在り方はどの自治体でも進めているが、現実をよく見極め実効性のある事

業にのみ絞って対処していく姿勢は、西予市も手本にすべきであると感じた。

4. 国土強靱化について／今後の公共事業のあり方について（参議院議員会館）
公共工事のうち、主に道路・橋・トンネル・がけ崩れ防災対策などの事業について、国土交通省の職員より研修を受けた。内容は以下のとおり

《社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金》

- ①社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金として一括化し、地方公共団体にとって自由な創意工夫ができるよう平成22年度に創設されたものである。防災・安全交付金とあわせ2兆円規模の交付金となる。特徴としては、前述のとおり事業別にはばらばらで行ってきた関係事業を一本化・統一化しつつ、計画に位置付けられた事業範囲内で地方公共団体が国費を自由に充当（流用）可能となったほか、基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能となっている。本交付金制度の整備により、地方公共団体の自由度は高まった。（個別補助金とは一線を画す）

《地方公共団体のメンテナンス取り組み事例について》

- ①橋/トンネルが5年に1回の点検を行うことになっているが、自治体によっては点検を専属で行う技術者がいない場合がある。橋は常に荷重がかかるため、特に点検が重要である。
- ②山形県の事例 ～地元企業の育成～
山形県では、県庁整備局のほうでメンテナンス会議の実施を行い、道路関係者らと相談・会議を行いつつ対処している。橋の点検の場合、橋の下に入って人が点検する必要がある。橋梁の数は膨大なものになるので、橋梁点検・診断業務を大手コンサルと地元企業による設計共同体に発注するという手法を採っている。また、点検記録の整備・市町村への助言を担う県職員の技術力の向上などにも取り組んでいるとのこと。
- ③橋梁補修において職員の経験不足が問題となっている場合、青森県では補修のノウハウを蓄積していることから、市町村が行う橋梁補修設計業務に対し技術的支援を行っている。
- ④福島県では、膨大な数になっていく老朽橋梁の維持管理を住民の方にもサポートしていただく『橋梁点検サポーター制度』を導入した。住民の目視点検による変状の早期発見を目的としたものである。異常の早期発見は費用も安くあがり、長寿命化にもつながる。ほかにも、市町村の人員不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託する茨城県の事例も紹介された。

《災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（H28熊本地震による採択要件の緩和）》

市町村が事業主体となってがけ崩れ対策事業を行う場合は、本事業が対象になる。災害発生後に発動される本対策事業の要件は、以下の5点となる。

- ①激甚災害であること
②災害対策基本法に基づく市町村地域防災計画に危険箇所として記載されている・もしくは記載されることが確実であるがけ地であること
③がけ地の高さが5m以上であること
④人家2戸（公共的建物を含む）以上に問う回答著しい被害を及ぼすと認められるもの

⑤ 1箇所の事業費が 600 万円以上であること

…こうした①～⑤の条件があれば市町村でがけ防対策事業を実施できる。熊本地震における事例などをもとに、今後の防災対策工事の在り方についても意見交換が行われた。

【視察効果及び西予市での応用】

- 認可を巡る権限委譲が緩和された『農地転用許可制度』については、今後の有効な西予市の土地活用を考えるうえで重要な内容となる。また、『農山漁村再生可能エネルギー法』を利用すれば、耕作放棄地問題の解消にも寄与することから、研修における情報交換は大変参考になった。ただ、2012年に開始された太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの買い取り価格は下落傾向にある。太陽光に偏らず、地熱などの再生エネルギーなどもバランスよく普及させたいとする経産省の狙いもあるため、あらたな耕作放棄地対策の手段も考えてゆかねばならない。
- 『鴨川市観光プラットフォーム』にみられるような観光案内窓口の一元化や、多種多様なニーズに対処したツーリズムの在り方は、ジオパークによる地域振興をもくろむ我が西予市でも、お手本にすべき内容であった。ジオパーク意外の分野でも、近隣自治体の小・中・高等学校などと提携した日帰りツーリズムの受け入れは、我が市でも取り組んでみる価値はあるように思う。
- 南房総市においては、企業・起業家への支援策を行うだけでなく、本事業の取り組みを外部に向け強力に発信している。この姿勢は見習うべきであろう。どのような素晴らしい取り組みであっても、対象となる方々への周知を欠いてしまっては実を結ばない。また、研修を通じて、観光に関する施策提言は、自治体の置かれた現実を直視し『どうすれば成果があがるのか』を十分研究したうえで行わねばならないと感じた。
- 橋梁やトンネルなど長寿命化のための維持管理が問題となる中で、県や他市との連携が重要になってくることがよくわかった。近年では、どの自治体も財政事情の悪化により定員管理を進めているが、このことが技術者の減少を発生させる弊害を生み出している。現在の西予市でもそうした問題を抱えており、技術者の人材育成は急務だ。公共物の維持管理においては、異常の早期発見が大事故を抑止するとともに長寿命化に大きく寄与する。地元住民をも巻き込んだ公共物のサポート体制が整備されている事例は、大変参考になった。

以上、行政視察報告とする。

平成 28 年 9 月 23 日

産業建設常任委員会
委員長 小野正昭

1. (H28.7.25) 衆議院議員会館にて
～農地法に基づく農地転用制度について研修～

【講師：農林水産省農村振興局農村計画課課長補佐】



2. (H28.7.26) 鴨川市役所にて
～ツーリズム／ふるさと回帰支援センターの取り組みについて研修～

【講師：観光課ツーリズム担当係長、農水省効果都市農村交流係長】



3. (H28.7.26) 南房総市役所にて
～企業・起業家誘致サイト／起業される方への各種サポートについて研修～

【講師：商工観光部長、商工課課長、商工課副主査】



4. (H28.7.27) 参議院議員会館にて
～国土強靱化と今後の公共事業のあり方について研修～

【講師：国土交通省道路局環境安全課課長補佐、砂防部保全課課長補佐】

